

家族と税



パート収入の税は
どうなるの？

パート収入に関する税金

パート収入が103万円以下でほかに所得がなければ、その方に所得税及び復興特別所得税はかからず、また、その方の配偶者は配偶者控除を受けることができます。

パート収入に対する税

- パート収入は、通常、給与所得となります。
- 課税される所得は、パート収入から給与所得控除(最低65万円)と基礎控除(38万円)などの所得控除を差し引いた残額となりますので、パート収入が103万円以下でほかに所得がない場合は、所得税及び復興特別所得税はかかりません。
- 住民税については、住民税(所得割)の非課税限度額が35万円ですので、パート収入が100万円以下でほかに所得がない場合は、住民税(所得割)はかかりません。

注:パート収入が100万円以下であっても、お住まいの市区町村によっては住民税(均等割)がかかる場合があります。
詳しくは、お住まいの市区町村の窓口にお尋ねください。

配偶者にパート収入がある場合

夫婦の一方Aが正社員で、もう一方Bがパートで働いている場合、夫婦が生計を一にしているなどの要件に当てはまれば、Aは配偶者控除又は配偶者特別控除のどちらかを受けることができます。

- Bのパート収入が103万円以下 → 配偶者控除38万円
- Bのパート収入が103万円超～201.6万円未満 → 配偶者特別控除(最高38万円)

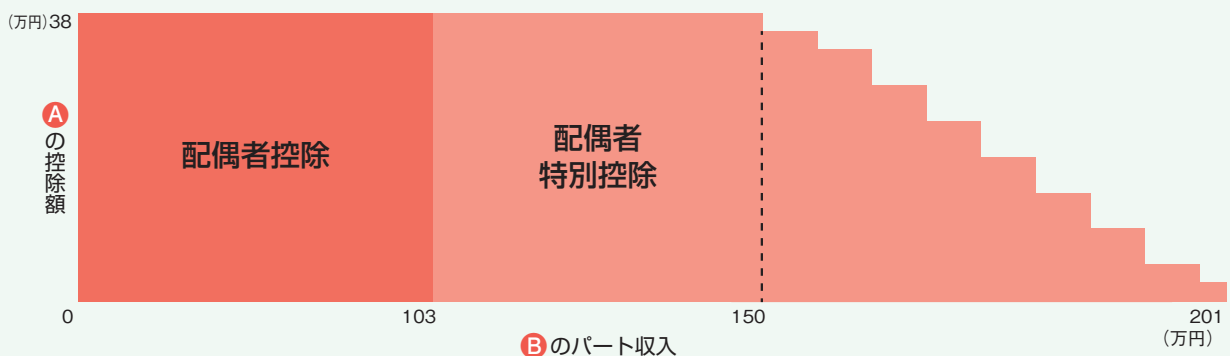
注:配偶者控除及び配偶者特別控除は、Aの合計所得が1,000万円(給与の収入金額が1,220万円)を超える年は受けることができません。

◇配偶者(特別)控除額

		Aの合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与等の収入金額)		
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)
控除額	●Bのパート収入 103万円以下	38万円	26万円	13万円
	●Bのパート収入 103万円超			
配偶者特別控除額	150万円以下	38万円	26万円	13万円
	150万円超 155万円以下	36万円	24万円	12万円
	155万円超 160万円以下	31万円	21万円	11万円
	160万円超 166.8万円未満	26万円	18万円	9万円
	166.8万円以上 175.2万円未満	21万円	14万円	7万円
	175.2万円以上 183.2万円未満	16万円	11万円	6万円
	183.2万円以上 190.4万円未満	11万円	8万円	4万円
	190.4万円以上 197.2万円未満	6万円	4万円	2万円
197.2万円以上 201.6万円未満	3万円	2万円	1万円	
201.6万円以上	0万円	0万円	0万円	

◎配偶者控除と配偶者特別控除の関係

(図はAの合計所得金額が900万円以下の場合のイメージ)



扶養している
親族が
いるのですが…



扶養控除

扶養している親族がいる場合、一定の要件に当てはまれば、扶養控除を受けることができます。

納税者の方に、控除対象扶養親族となる親族がいる場合には一定の金額の所得控除が受けられます。

区 分		控 除 額
一般の控除対象扶養親族		38万円
特定扶養親族		63万円
老人扶養親族	同居老親等	58万円
	同居老親等以外	48万円

注1:「扶養親族」とは、その年の12月31日の現況において次のいずれも該当する方をいいます。

- ・配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)、都道府県知事から養育を委託された児童(いわゆる里子)又は、市町村長から養護を委託された老人であること
- ・納税者と生計を一にしていること
- ・その年の合計所得金額が38万円以下であること
- ・青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない又は白色申告者の事業専従者でないこと

注2:「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が16歳以上の方をいいます。

注3:「一般の控除対象扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、特定扶養親族及び老人扶養親族以外の方をいいます。

注4:「特定扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の方をいいます。

注5:「老人扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が70歳以上の方をいいます。

妻に家を贈ろうと
思うのですが…



配偶者への贈与と配偶者控除

婚姻期間20年以上の夫婦間でマイホームなどを贈与する場合は、最高2,000万円の配偶者控除を受けることができます。

夫婦の間で居住用不動産又は居住用不動産の購入資金の贈与があったときには、贈与税の申告等をすれば、基礎控除110万円のほかに最高2,000万円の配偶者控除が受けられます。

注:この配偶者控除は、同じ配偶者間において一生に一度しか受けられません。

→P35「財産をもらったとき」参照

〈控除を受けるための要件〉

- ① 夫婦の婚姻期間が20年以上であること
- ② 贈与を受けた財産が国内にある居住用の土地や家屋であること(その購入資金も含まれます。)
- ③ 贈与を受けた年の翌年3月15日までに贈与を受けた居住用不動産に実際に居住し、その後も引き続き居住する見込みであること

〈控除を受けるための手続〉

贈与税の申告書又は更正の請求書に配偶者控除の適用を受ける旨を記載し、次の書類を添付して提出する必要があります。

- ① 受贈者(贈与を受けた人)の戸籍の謄本又は抄本
- ② 受贈者の戸籍の附票の写し
- ③ 居住用不動産の登記事項証明書など受贈者がその居住用不動産を取得したことを証する書類

注:①②は贈与を受けた日から10日を経過した日以降に作成されたものに限りません。

〈不動産取得税〉

贈与により土地や建物を取得したときには、地方税である不動産取得税がかかります。

詳しくは、お住まいの都道府県税務所の窓口にお尋ねください。

夫から
財産を相続
したのですが…



配偶者からの相続と税額軽減(配偶者控除)

配偶者が実際に取得した正味の遺産額が1億6,000万円までか、正味の遺産額の法定相続分に相当する金額までは相続税はかかりません。

● 亡くなった人の配偶者が相続や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が、次の金額のどちらか多い金額までであれば、配偶者には相続税はかかりません。

- ① 1億6,000万円
- ② 正味の遺産額に配偶者の法定相続分(子供がいる場合は2分の1)を掛けた金額

注:正味の遺産額のうち仮装又は隠蔽されていた部分は、この制度の対象とはなりません。

● この制度は、財産の維持形成に対する配偶者の内助の功や今後の生活の保障などを考慮して設けられているものです。

→P39「財産を相続したとき」参照

〈控除を受けるための手続〉

相続税の申告書又は更正の請求書に税額軽減(配偶者控除)の適用を受ける旨を記載し、次の書類を添付して提出する必要があります。

- ① 戸籍の謄本など
- ② 遺産分割協議書の写し又は遺言書の写し
- ③ 相続人全員の印鑑証明書(遺産分割協議書に押印したもの)

注:遺産分割協議書に、定められた様式はありません。誰がどの遺産をどれだけ相続するかを書き出し、相続人全員が合意した旨を記載の上、実印を押印して作成します。